

新	旧	備考
<p data-bbox="219 252 891 292">貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書</p> <p data-bbox="488 316 952 347">平成17年4月1日 05-制度-00013</p> <p data-bbox="533 355 952 387"><u>平成23年3月30日 一部改正</u></p> <p data-bbox="163 432 342 464">第1条 （略）</p> <p data-bbox="174 512 320 544">（保険価額）</p> <p data-bbox="163 552 952 1086">第2条 約款第36条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、輸出契約等に基づく<u>外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）</u>で表示された代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の額（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の額）を輸出契約等の締結日における邦貨換算率（<u>1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値</u>を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。</p> <p data-bbox="185 1094 952 1158">一 <u>代金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては2</u></p> <p data-bbox="185 1166 952 1198">二 <u>代金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3</u></p> <p data-bbox="163 1286 510 1318">第3条 ～ 第4条 （略）</p> <p data-bbox="174 1406 297 1437">（保険料）</p> <p data-bbox="163 1445 952 1509">第5条 この特約書に係る保険料の額は、<u>次の各号により算出された額とする。</u></p>	<p data-bbox="1032 252 1704 292">貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書</p> <p data-bbox="1301 316 1765 347">平成17年4月1日 05-制度-00013</p> <p data-bbox="978 432 1158 464">第1条 （略）</p> <p data-bbox="990 512 1135 544">（保険価額）</p> <p data-bbox="978 552 1765 1007">第2条 約款第36条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、輸出契約等に基づく<u>アメリカ合衆国ドル又はユーロ</u>で表示された代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）の額（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の額）を輸出契約等の締結日における邦貨換算率（<u>1アメリカ合衆国ドル又は1ユーロ当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に2</u>を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。</p> <p data-bbox="978 1286 1326 1318">第3条 ～ 第4条 （略）</p> <p data-bbox="990 1406 1113 1437">（保険料）</p> <p data-bbox="978 1445 1765 1509">第5条 この特約書に係る保険料の額は、<u>第2条の保険価額に「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成16年7月2日</u></p>	

<p>一 <u>代金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては、第2条第1号の保険価額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額</u></p> <p>二 <u>代金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては、第2条第2号の保険価額に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額</u></p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年4月1日から実施する。</p>	<p><u>04-制度-00034)に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額とする。</u></p> <p>第6条 （略）</p>	
---	--	--